

令和 3 年 5 月 28 日



守山市 記者提供 資料

担当部署 健康福祉部 感染症対策室
担当者 河本、川島
電話 077-598-5711
FAX 077-581-1628

新型コロナワクチン接種に係る予約キャンセル等 によりワクチンに余りが生じた場合の取扱いについて

守山市では、予約キャンセル等によりワクチンに余りが生じた際は、ワクチン廃棄を防ぐ観点から、これまで集団接種会場に従事する医療従事者に接種を行ってまいりましたが、今後の取扱いについては、以下のとおりとすることといたしましたので、お知らせします。

①集団接種時にワクチンに余りが生じた場合

事前に把握している接種を希望する市内の介護サービス事業者（入所施設以外）の従事者の方に、連絡し接種を行います。

なお、集団接種会場に時間内に来られる人がいない場合は、接種会場に従事する市職員に接種します。

②個別接種時にワクチンに余りが生じた場合

守山市民の中で、次の優先順位で接種

- ・診療所が把握している 65 歳以上の人に接種
- ・診療所が把握している基礎疾患のある者に接種

